

令和6年度大山崎町保育料徴収基準額表

| 入所子どもの属する世帯の階層区分 | | | | 徴収基準額（月額） | | |
|------------------|-----------------|---------|------------|------------|---------|---------|
| 階層区分 | 年齢区分 | | | 3歳未満児 | | |
| | 保育時間認定区分 | | | 標準時間 | 短時間 | |
| A | 生活保護世帯（単給世帯を含む） | | | 0円 | 0円 | |
| B | 町民税非課税世帯 | | | 0円 | 0円 | |
| C | 町民税均等割のみ課税世帯 | | | 8,100円 | 7,600円 | |
| D | 1 | 町民税所得割額 | 48,600円未満 | 12,900円 | 12,300円 | |
| | 2 | | 48,600円以上 | 60,600円未満 | 16,400円 | 15,600円 |
| | 3 | | 60,600円以上 | 72,600円未満 | 19,800円 | 18,900円 |
| | 4 | | 72,600円以上 | 84,600円未満 | 23,300円 | 22,200円 |
| | 5 | | 84,600円以上 | 97,000円未満 | 27,000円 | 25,700円 |
| | 6 | | 97,000円以上 | 115,000円未満 | 32,400円 | 30,800円 |
| | 7 | | 115,000円以上 | 133,000円未満 | 37,800円 | 36,000円 |
| | 8 | | 133,000円以上 | 151,000円未満 | 43,200円 | 41,200円 |
| | 9 | | 151,000円以上 | 169,000円未満 | 44,500円 | 43,900円 |
| | 10 | | 169,000円以上 | 224,500円未満 | 52,900円 | 50,400円 |
| | 11 | | 224,500円以上 | 301,000円未満 | 61,000円 | 56,700円 |
| | 12 | | 301,000円以上 | | 71,000円 | 66,900円 |

備 考

1. 階層区分については、教育・保育給付認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている保護者及びその配偶者並びにそれ以外の扶養義務者（その者が家計の主事者である場合に限る。）の町民税額を基準として決定します。
2. 4月から8月までは前年度町民税額を、9月から3月までは現年度町民税額を基準として決定します。
3. 町民税所得割額の算出については、寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金（取得）等特別控除・耐震改修控除・特定改修控除・長期優良住宅控除は、控除前の税額により算定します。
4. 年齢区分については、4月1日時点の満年齢（クラス年齢）により区分します。
5. 3歳児以上の徴収基準額は0円になります。
6. ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯の場合で、C階層及びD1階層に属する場合は徴収基準額から1,000円を差し引いた額とします。
7. ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯のうち、C階層及びD階層中の町民税所得割額77,101円未満に属する世帯の第1子の徴収基準額は半額（国が定める基準額を超える場合は基準額）とし、第2子以降の徴収基準額は0円とします。
8. 同一世帯で2人以上の小学校就学前の子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部及び居宅訪問型児童発達支援を利用している場合の2人目の徴収基準額は半額とし、3人目以降の徴収基準額は0円とします。
9. 同一世帯に子ども（18歳になる日以後最初の3月末までの間にある者に限る）が3人以上いる場合で、C階層及びD9階層以下に属する世帯の3人目以降の徴収基準額は0円とします。
10. 同一世帯で子ども（年齢制限なし）が2人以上いる場合で、C階層及びD階層中の町民税所得割額57,700円未満に属する世帯の第2子の徴収基準額は半額とし、第3子以降の徴収基準額は0円とします。

延長保育料徴収基準額表（町立保育所 ※町立保育所以外は各施設で確認ください）

| 階層区分 | 1ヶ月を単位とする利用の場合の基準額（月額） | 1日を単位とする利用の場合の基準額（日額） |
|---------|------------------------|-----------------------|
| A階層・B階層 | 0円 | 0円 |
| C階層・D階層 | 2,500円 | 200円 |

上記の基準額表は、年度により改定される場合があります。